

議案第14号

渋川市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年2月27日提出

渋川市長 高 木 勉

渋川市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

渋川市子ども・子育て会議条例（平成25年渋川市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第77条」を「第72条第1項」に改める。

第2条第1号中「第77条第1項各号」を「第72条第1項各号」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

理 由

子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。

渋川市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）<u>第72条第1項</u>の規定に基づき、渋川市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を設置し、その組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（所掌事項）</p> <p>第2条 会議は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項に関し調査審議し、及び答申し、又は意見を述べることができる。</p> <p>（1） <u>法第72条第1項各号</u>に掲げる事務に関すること。</p> <p>（2） （略）</p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）<u>第77条</u>の規定に基づき、渋川市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を設置し、その組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（所掌事項）</p> <p>第2条 会議は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項に関し調査審議し、及び答申し、又は意見を述べることができる。</p> <p>（1） <u>法第77条第1項各号</u>に掲げる事務に関すること。</p> <p>（2） （略）</p>